

防人厚第10619号
14.12.27
一部改正 防人厚第582号
17.1.31
一部改正 防人厚第9325号
17.12.13
一部改正 防人厚第2351号
18.3.27
一部改正 防人厚第7387号
18.7.31
一部改正 防人厚第15号
19.1.4
一部改正 防人計第8444号
19.8.31
一部改正 防官文第3651号
20.3.25
一部改正 防人厚第3911号
21.3.27
一部改正 防人計第9093号
21.7.29
一部改正 防人厚第7879号
26.5.30
一部改正 防人厚第11183号
26.7.25
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防人厚(事)第1722号
30.2.14
一部改正 防人厚(事)第50号
31.3.6
一部改正 防人厚(事)第66号
令和3年3月30日
一部改正 防人厚(事)第31号
令和4年3月15日

人事教育局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

防衛省職員の勤労者財産形成貯蓄等に関する事務の取扱いについて
(通達)

標記について、防衛庁本庁の職員が行う勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約及び勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下「財形貯蓄契約等」という。)に関する事務の取扱いは、平成15年4月1日以降、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)、同法施行令(昭和46年政令第332号)、同法施行規則(昭和46年労働省令第27号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び関係法令に定めるもののほか、下記により実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、防衛庁本庁職員の勤労者財産形成貯蓄等の実施について(通達)(防人厚第223号。63.1.14)は、平成15年3月31日限り廃止する。

記

1 部局等

- (1) 財形貯蓄契約等に関する事務を取り扱う部局、部局の長及び所掌事務は、別表第1のとおりとする。
- (2) 部局の長は、必要と認める場合は、財形貯蓄契約等に関する所掌事務の一部を所属の職員に委任することができるものとする。

2 契約金融機関等

職員が財形貯蓄契約等を締結することができる金融機関、証券会社、生命保険会社又は損害保険会社（以下「契約金融機関等」という。）は、別表第2のとおりとする。

ただし、他省庁等から出向等をしてきた職員が、他省庁等において別表第2に規定する契約金融機関等以外の金融機関等と財形貯蓄契約等を締結していた場合で、特に当該職員がその契約の継続を希望したときは、当該金融機関等を契約金融機関等として取り扱うことができるものとする。

3 財形貯蓄契約等の事務の取扱いに関する覚書

人事教育局長は、各部局の長を代表して、契約金融機関等とあらかじめ財形貯蓄契約等の事務の取扱いに関する覚書を取り交わし事務の円滑を図るものとする。

4 事務取扱いの細部

この通達に定めるもののほか、事務取扱いの細部については、人事教育局長が別に定める。

別表第1

部 局	部局の長	所 掌 事 務
防衛省本省の内部部局	人事教育局長	防衛省本省の内部部局及び地方防衛局に所属する職員（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、事務次官、防衛審議官及び防衛人事審査会の再就職等監察官を含むものとする。）の財形貯蓄契約等に関する事務
防衛大学校	防衛大学校長	防衛大学校に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
防衛医科大学校	防衛医科大学校長	防衛医科大学校に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
防衛研究所	防衛研究所長	防衛研究所に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）	統合幕僚長	統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）及び統合幕僚学校に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）	陸上幕僚長	陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	海上幕僚長	海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	航空幕僚長	航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
情報本部	情報本部長	情報本部に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
防衛監察本部	防衛監察監	防衛監察本部に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務
防衛装備庁	防衛装備庁長官	防衛装備庁に所属する職員の財形貯蓄契約等に関する事務

別表第2

一連	業 態 別	契約金融機関等
1	都市銀行等長期信用銀行	(株)みずほ銀行
2		(株)沖縄銀行
3		(株)琉球銀行
4	信託銀行(信託業務を 兼営する銀行を含む。)	三井住友信託銀行(株)
5		三菱UFJ信託銀行(株)
6		みずほ信託銀行(株)
7		(株)りそな銀行
8	証券会社	野村證券(株)
9		大和証券(株)
10		SMB C日興証券(株)
11		みずほ証券(株)
12	生命保険会社	ジブラルタ生命保険(株)
13		日本生命保険(相)
14		住友生命保険(相)
15		明治安田生命保険(相)
16		第一生命保険(株)
17		富国生命保険(相)
18		朝日生命保険(相)
19		大樹生命保険(株)
20		マニユライフ生命保険(株)
21	損害保険会社	東京海上日動火災保険(株)
22		損害保険ジャパン(株)
23		三井住友海上火災保険(株)
24		あいおいニッセイ同和損害保険(株)
25		共栄火災海上保険(株)
26		日新火災海上保険(株)
27		A I G 損害保険(株)